

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	墨田区価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、墨田区価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	墨田区価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【事務概要】 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、令和6年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯へ墨田区価格高騰重点支援給付金を支給する。</p> <p>【事務内訳】 対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者へのお知らせ通知または確認書等の送付、返送された確認書、オンライン申請等の受理、内容審査、給付金の口座振込、支給者への口座振込完了通知の送付</p> <p>【支給対象者】 ・以下の要件にすべて該当する世帯 ① 基準日(令和6年12月13日)時点において墨田区に住民登録がある。 ② 令和6年度分の住民税が非課税の世帯または均等割のみ課税の世帯である。 ※ 条例により住民税均等割または住民税所得割が免除されている世帯員を含む。 ※ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③ 世帯主が本給付金と同等の給付金を墨田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来に向けても受給しない。</p> <p>・令和6年度分の住民税均等割又は住民税所得割が非課税で以下に該当する世帯 配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者。</p>
③システムの名称	1 価格高騰重点支援給付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
墨田区価格高騰重点支援給付金受給者ファイル 墨田区価格高騰重点支援給付金(新たな非課税世帯等)受給者ファイル 墨田区価格高騰重点支援給付金(3万円)受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-1110
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-1110
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	【事務概要】 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細やかに支援できるよう、「電力・食料品等価格高騰重点支援給付金」の増額・強化が図られたことから、本交付金を活用した「墨田区価格高騰重点支援給付金」を給付する。	【事務概要】 物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細やかに支援できるよう、「重点支援給付金」の所得支援枠を追加的に拡大し、「墨田区価格高騰重点支援給付金」を給付する。	事前	
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	【事務内容】 対象者の抽出（支給要件の確認）、対象者への確認書等の送付、送達された確認書等の受理、内容審査、給付金の口座振込、支給者への支払通知の送付	【事務内容】 対象者の抽出（支給要件の確認）、対象者へのプッシュ通知または確認書等の送付、送達されたプッシュ通知書または確認書等の受理、内容審査、給付金の口座振込、支給者への支払通知の送付	事前	
令和5年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	【支給対象者】 -基本対象者 以下の条件にすべて該当する世帯 ①基準日（令和5年4月1日）時点において墨田区に住民登録がある ②世帯全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である ※条例により住民税均等割りが免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割りが課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 -特例対象者 以下の条件にすべて該当する世帯 ①令和5年4月2日から令和5年6月1日までの間に墨田区に住民登録した ②世帯全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である ※条例により住民税均等割りが免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割りが課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③基準日（令和5年4月1日）以降に、墨田区以外の市区町村から価格高騰重点支援給付金と同等の給付金を受給していない。 -令和5年度分の住民税均等割りが非課税で、以下に該当する世帯 配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者。	【支給対象者】 -以下の条件にすべて該当する世帯 ①基準日（令和5年4月1日）時点において墨田区に住民登録がある ②世帯全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である。 ※条例により住民税均等割りが免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割りが課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③世帯主が本給付金と同等の給付金（住民税非課税世帯に7万円）を墨田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来にも受給しない。 -令和5年度分の住民税均等割りが非課税で以下に該当する世帯 配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者。	事前	
令和5年12月18日	II 詳しい権利断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日時点	令和5年12月1日時点	事前	
令和5年12月18日	II 詳しい権利断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日時点	令和5年12月1日時点	事前	
令和6年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	【支給対象者】 -以下の条件にすべて該当する世帯 ①基準日（令和5年12月1日）時点において墨田区に住民登録がある。 ②世帯全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である。 ※条例により住民税均等割りが免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割りが課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③世帯主が本給付金と同等の給付金（住民税非課税世帯に7万円）を墨田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来にも受給しない。 -令和5年度分の住民税均等割りが非課税で以下に該当する世帯 配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者。	【支給対象者】 -以下の条件にすべて該当する世帯 ①基準日（令和5年12月1日）時点において墨田区に住民登録がある。 ②令和5年度分の住民税均等割り又は均等割のみ課税の世帯である。 ※条例により住民税均等割り又は住民税所得割りが免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割りが課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③世帯主が本給付金と同等の給付金を墨田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来にも受給しない。	事前	
令和6年3月22日	II 詳しい権利断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事前	
令和6年3月22日	II 詳しい権利断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事前	
令和7年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	【事務概要】 物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細やかに支援できるよう、「重点支援給付金」の増額・強化が図られたことから、「墨田区価格高騰重点支援給付金」を給付する。	【事務概要】 【事務概要】 物価高騰の影響を受けた生活者等をきめ細やかに支援できるよう、「重点支援給付金」の増額・強化が図られたことから、「墨田区価格高騰重点支援給付金」を給付する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	【事務内容】 対象者の届出(支給要件の確認)、対象者へのプッシュ通知または確認書の送付、送達されたプッシュ通知または確認書等の受理、内容審査、給付金の口座振込、支給者への支払通知の送付	【事務内容】 対象者の届出(支給要件の確認)、対象者への知らせ通知または確認書の送付、送達された確認書、オンライン申請等の受理、内容審査、給付金の口座振込、支給者への口座振込完了通知の送付	事前	
令和7年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	【支給対象者】 以下の条件にすべて該当する世帯 ①世帯主(令和6年12月1日)時点において豊田区に住民登録がある。 ②令和6年度分の住民税が非課税の世帯又は均等割の内課税の世帯である。 ※条例により住民税均等割又は住民税所得割が免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③世帯主が本給付金と同等の給付金を豊田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来に向けても受給しない。	【支給対象者】 以下の条件にすべて該当する世帯 ①世帯主(令和6年12月1日)時点において豊田区に住民登録がある。 ②令和6年度分の住民税が非課税の世帯又は均等割の内課税の世帯である。 ※条例により住民税均等割又は住民税所得割が免除されている世帯員を含む。 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象としない。 ③世帯主が本給付金と同等の給付金を豊田区以外の市区町村から受給しておらず、かつ、将来に向けても受給しない。	事前	
令和7年1月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の101の項 -番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 -公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の135の項 -番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 -公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事前	
令和7年1月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	-番号法第19条第6号 別表第二の121の項 -番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令 第59条の4	-番号法第19条第6号 別表の135の項 -番号法第19条第6号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報に関する告示	事前	
令和7年1月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示の訂正 利用停止請求 請求先	豊田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都豊田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-1453	豊田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都豊田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-1110	事前	
令和7年1月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	豊田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都豊田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-1453	豊田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都豊田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-1110	事前	
令和7年1月23日	II しいしい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和6年12月13日	事前	
令和7年1月23日	II しいしい権利判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和6年12月13日	事前	
令和7年4月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	豊田区価格高騰重点支援給付金支給者ファイル	豊田区価格高騰重点支援給付金支給者ファイル 豊田区価格高騰重点支援給付金(新たな非課税世帯等)支給者ファイル 豊田区価格高騰重点支援給付金(3万円)支給者ファイル	事後	
令和7年4月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	-番号法第19条第6号 別表の135の項 -番号法第19条第6号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報に関する告示	-番号法第19条第6号 別表の135の項 -番号法第19条第6号に基づく主務省令第2条の表140の項 -番号法第19条第6号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報に関する告示	事後	
令和7年4月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①福祉保健部厚生課 ②厚生課長	①福祉部地域福祉課 ②地域福祉課長	事後	
令和7年4月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示の訂正 利用停止請求 請求先	豊田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都豊田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-1110	豊田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都豊田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-1110	事後	
令和7年4月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	豊田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都豊田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-1110	豊田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都豊田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-1110	事後	
令和7年4月27日	IV リスク対策 8. 入念を介在させる作業 IV リスク対策	-	項目追加	事後	
令和7年4月27日	1.1. 最も優先度が高いと考え	-	項目追加	事後	